

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
1. (省略)			
2. (1)	食品安全行政の観点からの判断等		
	<p>① 食品安全行政の観点から妥当性を判断するために、食品衛生法及び食品安全基本法に基づく、有用性が認められる食品への照射に関する検討・評価（まずは、有用性のある香辛料への照射について検討・評価を実施。その他の食品については、有用性が認められる場合に適宜、検討・評価を実施。）</p>	<p>内閣府 (食安委)</p> <p>厚労省</p>	<p>食品の放射線照射については、食品衛生法に基づいて定められた食品の規格基準において原則禁止とされているが、厚生労働大臣が、特別に基準を定めた食品については、放射線照射が認められている（馬鈴薯の発芽防止）。この規格基準を定める際にはあらかじめ食品安全委員会の食品健康影響評価を受ける仕組みとなっている。現在、厚生労働省において検討が行われており、諮問された場合には国民の健康の保護を優先に、中立公正な立場から科学的な審議がなされることが重要であると考えている。</p> <p>平成18年（2006年）12月18日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告し、食品安全行政の観点から、食品への放射線照射について検討することが承認され、平成19年（2007年）6月26日の同食品規格部会において、検討に必要な情報を収集するため、外部委託調査を行うことが了承された。</p> <p>平成22年（2009年）5月18日の食品規格部会に当該調査結果を報告し、不足しているとされる科学的知見の収集、消費者の理解の推進のための取組を関係者に対して求めていくこととされた。</p>
	<p>② 照射食品の健全性についての知見の不断の集積及び、健全性に関する研究開発</p>	<p>文科省</p>	<p>・日本原子力研究開発機構において、照射食品の健全性に関する新たな知見を与える研究論文などを、「食品照射データベース」に追加（平成18年（2006年）度10件、平成19年（2007年）度19件、平成20年（2008年）度14件）し、Web上で一般公開、今後も継続予定。また、放射線照射した食品の品質と日持ち向上効果、放射線殺菌した香辛料と加熱殺菌した香辛料の味比べ、照射によるニンニクの芽止め効果などについて一般市民とともに検討した結果を平成21年（2009年）7月・12月学会発表、平成22年（2010年）7月学会発表。</p> <p>【参考】「食品照射データベース」http://foodirra.jaea.go.jp/</p>

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		厚労省	—
		農水省	<p>平成19年(2007年)度に開催されたUJNRのDr C. Sommers(毒性評価研究)の講演、討議¹⁾に(独)農業・食品産業技術総合研究機構(以下、「農研機構」という。)から関係研究者を参画させる等により、知見を集積。</p> <p>また、農研機構において、原子力試験研究「アレルギー性等を指標とした放射線照射食品の健全性評価に関する研究」(H19~H22)により、大豆をモデル食品として照射による既存アレルギーの変動や新規アレルギータンパク質の誘導可能性について検討^{2) 3) 4)}するなど、関連研究開発を推進。</p> <p>1) 平成19年(2007年) UJNRで、USDA/ERRCより来日、Food Safety Sessionで講演。併せて、食品安全委員会が内部勉強会の講師を依頼。</p> <p>2) 平成20年(2008年)3月農芸化学会、一般講演で口頭発表</p> <p>3) 平成20年(2008年)9月IMRP2008でポスター発表</p> <p>4) 平成21年(2009年)3月農芸化学会 一般講演で口頭発表。</p>
③	再照射を防止し、また、消費者の選択を確保する観点からの照射食品に関する表示の義務付けの引き続きの実施及びその今後の在り方に関する検討	消費者庁	表示の義務づけは従来から実施。
(2)	検知技術の実用化等		
①	既存検知技術の試験手順の厳密化、公定検知法への採用等、行政検査に用いられる公定検知法の早期確立、実用化に向けた取組の推進	厚労省	放射線照射された食品の検知技術については、厚生労働科学研究費により、研究開発を実施し、その研究結果から、平成19年7月に検知法を示した。その後、対象食品の拡大、精度の向上等に係る改正を順次実施した。(最終改正：平成22年3月30日)
②	精度向上等の検知技術の高度化に向けた研究開発	文科省	・日本原子力研究開発機構において、DNAの酸化的塩基損傷を指標とするELISA法に

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>よる新しい照射食品検知法を開発（平成19年（2007年）9月原著論文発表）。さらに電子スピン共鳴法（ESR）を用いた検知法の改良による照射新鮮熱帯果実の検知法を研究開発中（平成20年（2008年）7月・12月学会発表、平成21年（2009年）7月国際会議発表、9月・12月原著論文発表、平成22年（2010年）1月原著論文発表）。</p>
		厚労省	<p>放射線照射された食品の検知技術については、国立医薬品食品衛生研究所において対象食品の拡大、精度向上、検査の迅速化等の観点からの研究開発が行われているところ。</p>
		農水省	<p>農研機構及び（独）農林水産消費安全技術センターにより、事業者等が自主検査で使いやすい簡易迅速分析法の開発を推進。¹⁾ また、農研機構と東京都立産業技術研究センターが共同開発した国産PSL装置は市販化され、主に食品企業が自主検査（スクリーニング）に活用。 1) 平成21年（2009年）10月、平成22年（2010年）5月 食品衛生学会で発表。 平成22年（2010年）10月 食品衛生学会で発表予定。</p>
③	新しい照射食品の許可が行われる場合における監視・指導に係る新たな対応の必要に応じた検討	厚労省	現在、新たに照射食品の許可が行われる予定はないため、特段の対応はしていない。
(3)	食品照射に関する社会受容性の向上		
①	食品照射に関して国民との相互理解を一層進めるための国民にわかりやすい形でのデータの提供等の情報公開及び広聴・広報活動の推進	内閣府 (食安委)	平成19年（2007年）9月3日に海外からの専門家を招聘し意見交換会（食品に関するリスクコミュニケーション—放射線照射食品をめぐる国際的な状況—）を開催した。
		厚労省	審議会及び審議会資料は全て公開している。
		農水省	農林水産省のホームページでは、「局内研修資料」の中で、食品への放射線利用についての資料を掲載 ¹⁾ 。

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>食品照射や検知技術開発について、農研機構の研究成果展示会や公開講演会、食品試験研究成果情報への掲載等を通じて一般に情報を発信²⁾</p> <p>また、学協会など、農林水産省以外の者が主催するセミナーや普及活動などに対し、農研機構の研究者が専門家として積極的に協力。³⁾</p> <p>1) http://www.aff.go.jp/syouan/seisaku/training/pdf/091225.pdf</p> <p>2) 平成18年度食品試験研究成果情報 19号(普及)、平成19年公開講演会等はHP公表されています。</p> <p>3) 日本食品照射研究協議会主催シンポジウム(平成18年～21年)、日本アイソトープ協会主催：研究発表会・シンポジウム、放射線利用振興協会主催、原子力体験セミナー 放射線プロセスシンポジウム等 日本食品衛生学会主催 シンポジウム(平成21年2月) 日本分析化学会 起源・表示分析技術懇談会講演会(平成21年7月)等</p> <p>注：原子力政策大綱に示している放射線量に関する取組の基本的考え方の評価についての(5)への対応も含む。</p>
3. (省略)	② 放射線利用全体に関する広聴・広報活動及び放射線に関する基本的な知識に係る教育の充実	文科省	<p>・児童生徒等を対象として、簡易放射線測定器や実習キットの貸出し。</p> <p>・教職員等を対象とした原子力体験セミナーにおいて、放射線等に関する基本的な知識の普及。</p> <p>平成22年(2010年)度も引き続き実施。</p>